

第34回 新潟市景観審議会

日 時 令和5年5月25日（木）午前10時00分より
会 場 ふるまち庁舎4階 401会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 新潟駅・万代地区周辺の良い景観形成について
- (2) 新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更について
- (3) 屋外広告物禁止地域及び禁止物件への広告物等の掲出緩和について

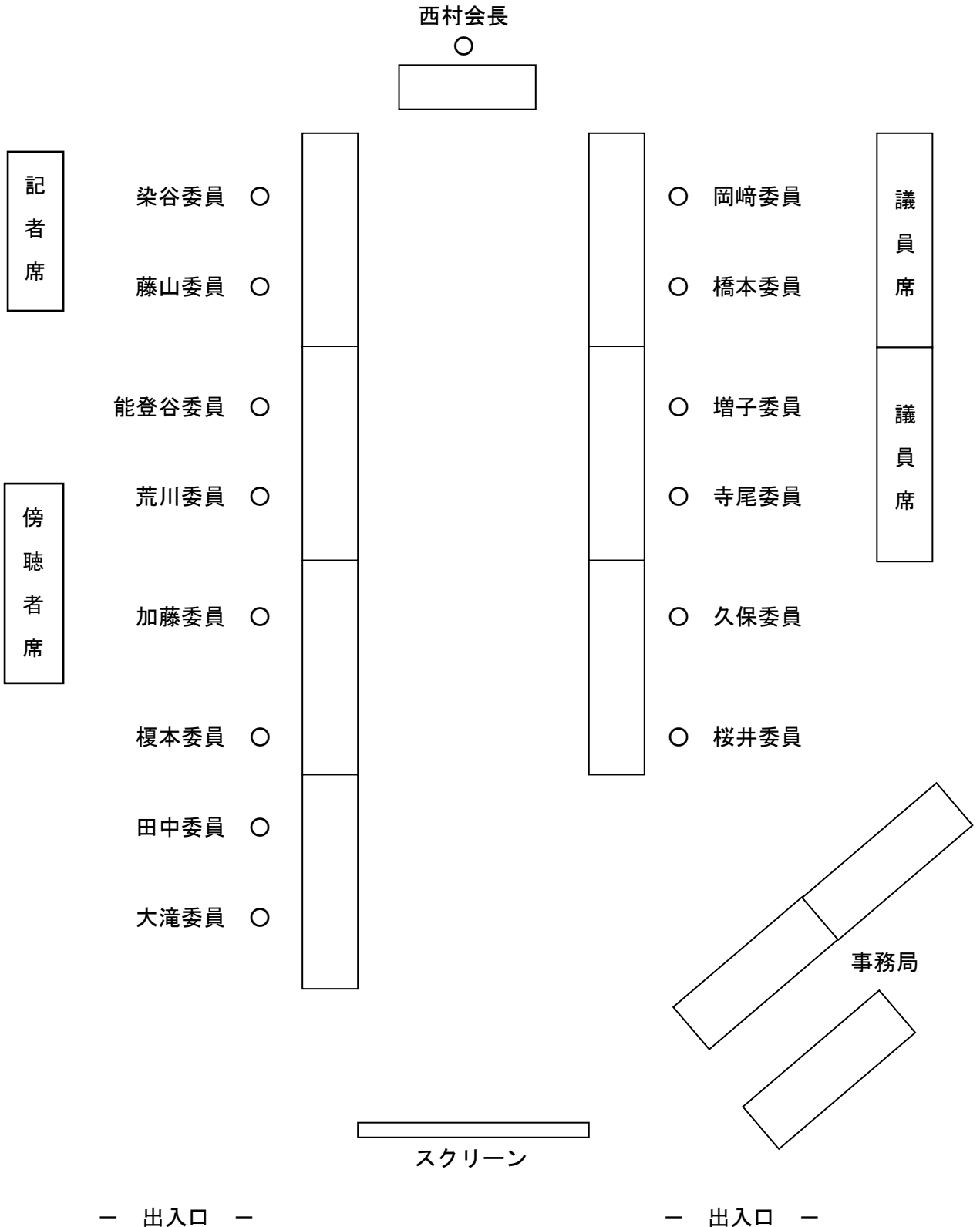
3 報 告

信濃川沿岸地区の景観計画等の変更（案）に対するパブリックコメントの結果について

4 閉 会

第34回 新潟市景観審議会 座席表

日時 令和5年5月25日(木) 午前10時00分から
会場 新潟市役所 ふるまち庁舎(古町ルフル) 401会議室



第17期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで)

知識経験を有する者

開志専門職大学事業創造学部教授	西村伸也
新潟大学工学部教授	岡崎篤行
新潟大学教育学部教授	橋本学
ユニバーサルカラープランナー協会	増子和美
NPO法人まちづくり学校	大滝聡
弁護士（新潟県弁護士会）	寺尾昌樹
建築家（日本建築家協会関東甲信越支部）	小川峰夫

市民

公募	久保有朋
公募	本間海渡
公募	桜井理恵子

関係団体の意見を代表する者

(一社)新潟市建設業協会	田中朋子
(公社)新潟県建築士会新潟支部	榎本実起子
新潟県広告美術業協同組合	加藤貴之
(一社)新潟市造園建設業協会理事長	荒川義克
(一社)新潟県商工会議所連合会常務理事	能登谷巖
協同組合新潟県旅行業協会	藤山里美

関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	染谷秀徳
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	東海林晃



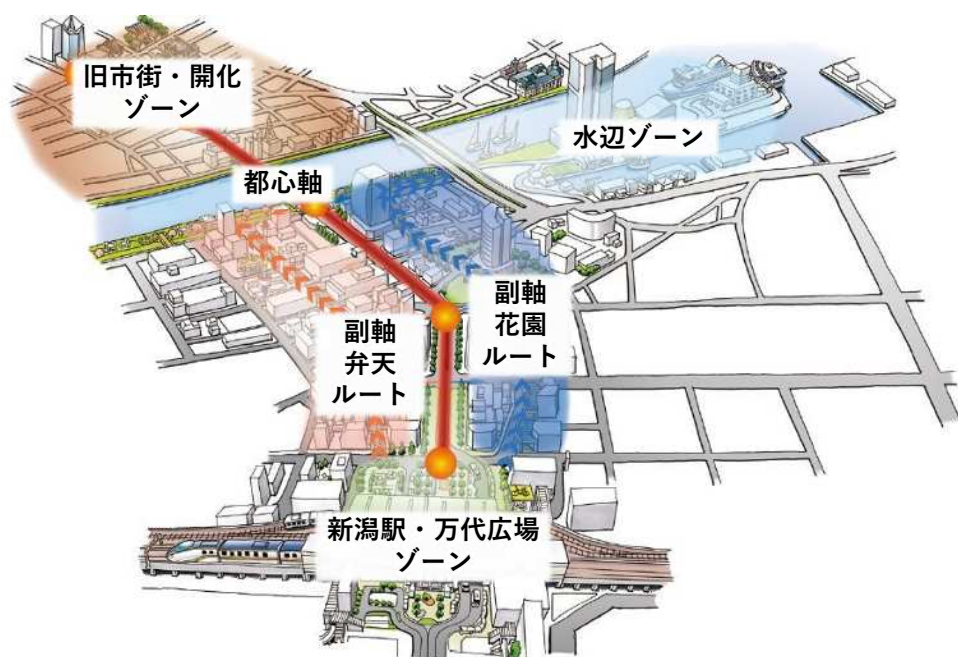
第34回 新潟市景観審議会

議事 1 新潟駅・万代地区周辺の良い景観形成について 1

1. 取り組みの背景

新潟都心の都市デザイン（平成30年7月策定）

拠点性向上に向け、都市構造を構築する「軸」を設定し、それぞれのエリアで特色あるまちづくりを展開



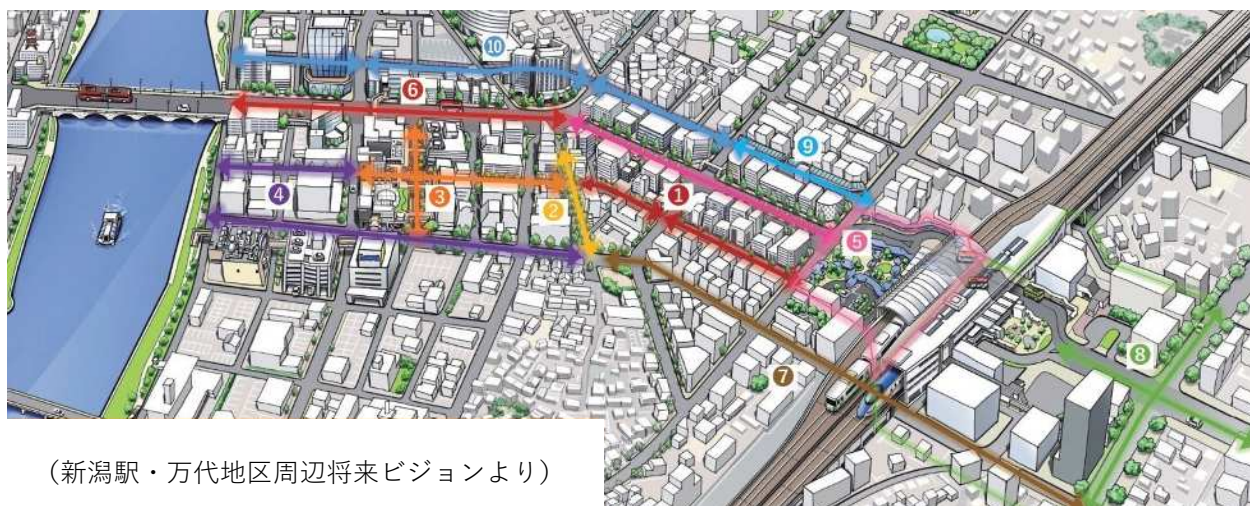
3

新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン（令和5年3月策定）

「新潟都心の都市デザイン」実現に向け、新潟駅・万代地区周辺エリアの将来の姿や方向性を詳細に示す

【将来ビジョン】 人と人がつながり、新たな魅力や価値が創出される
「人中心のまち」

【取組み方針】 各ストリートの特徴を活かしながらまちづくりを進める



（新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンより）

4

各ストリートの取組み方針（新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン）

ストリートごとに特色を活かすための取組み方針を整理

（主要なストリートを抜粋）

都心軸・ 新潟駅周辺

風格と機能を併せ持つ
都心の象徴的な
ストリート



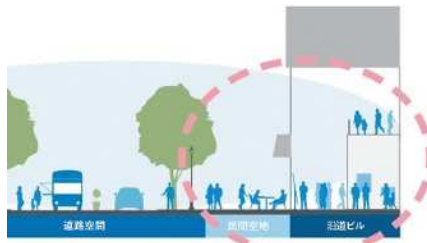
道路空間の活用
オープンスペース



業務、商業など多様な
高次都市機能

万代地区

居心地よく楽しく
回遊できる体験・時間
消費型のストリート



グランドレベルのオープン化

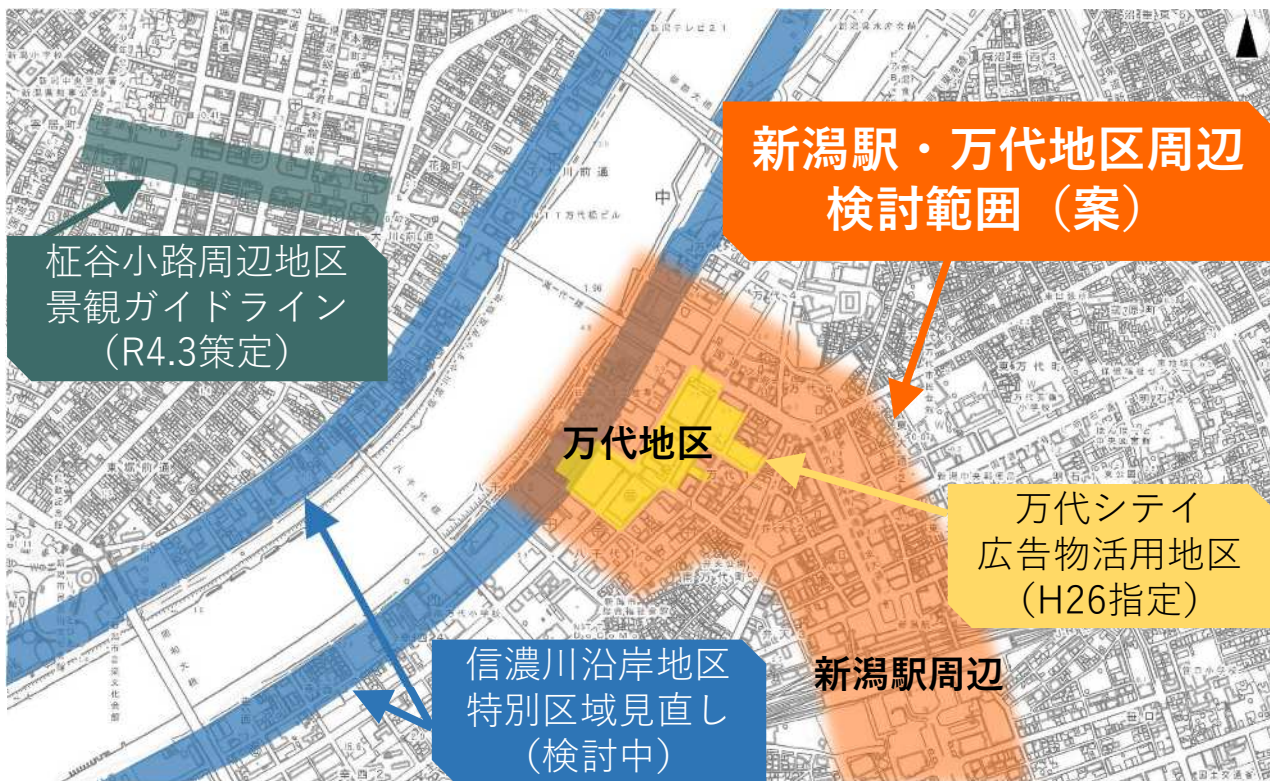


ウォーカブルな滞留空間

（新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンより） 5

2. 新潟駅・万代地区周辺における 景観施策の策定に向けて

都心部における景観施策の取り組み



7

現状の景観特性 (都心軸)

(主要なエリアを抜粋)



- ・ 建築物意匠：部分的な石調使用やカーテンウォールなど品格を感じる。
- ・ 建築物色彩：無彩色やタイルの茶系色が多く、落ち着いた印象。
- ・ 屋外広告物：事務所系は洗練された広告、商業系は賑わいのある広告。

8

現状の景観特性（万代地区）

（主要なエリアを抜粋）



- ・建築物意匠：建物がセットバックされ、ゆとりある空間が創出されている。
- ・建築物色彩：商業施設らしさを感じる配色や色彩が使用されている。
- ・屋外広告物：広告物活用地区として広告物が街の活気につながっている。 9

現状の景観特性（弁天ルート）

（主要なエリアを抜粋）



- ・建築物意匠：飲食系は低層の建物が多く、個性ある装飾など使用されている。
- ・建築物色彩：アクセントで高彩度の色彩が使用され、華やかさを感じる。
- ・屋外広告物：多彩に掲出されている。掲出面積も大きく活力を感じる。 10

(参考)他都市における都心部の取り組み事例

札幌市

品格



洗練された建築物や広告物

「景観計画(重点区域 札幌駅南口地区)」 「屋外広告物条例(広告整備地区 南口第1区域)」

- ・ 建築物色彩：使用できる色彩を制限
- ・ 広告物：屋上広告:認めない 壁面広告:自家用広告物のみ 等

11

(参考)他都市における都心部の取り組み事例

大阪市

賑わい



壁面後退による空間の創出

「景観計画(重点届出区域 御堂筋地区)」

- ・ 1階の外壁は街路から**2m以上後退**し、歩行者空間とする。

12

(参考)他都市における都心部の取り組み事例

名古屋市

個性



商業・娯楽・文化などの個性の創出

「景観計画（都市景観形成地区 今池地区）」

- ・建築物は、賑わいを高めるため**個性的で質の高い魅力的なデザイン**とする。
多様な表情の店舗がモザイク状に並ぶ街並みの形成に努める。

(名古屋市HPより) 13

景観施策の策定に向けた方向性の検討

将来ビジョン、現状の景観特性をもとにキーワードを整理

都心軸・
新潟駅周辺

「品格」「高度利用」「グランドレベルのオープン化」
「緑化」「洗練された広告案内機能」「上質な夜間景観」

万代地区

「ゆとりある滞留空間」「グランドレベルのオープン化」
「活力を感じる広告物」「緑化」「賑わいある夜間景観」

弁天ルート

「個性」「自由」「多様な表情」
「活力を感じる広告物」「賑わいある夜間景観」

(主要なエリアを抜粋)

景観形成の目指す方向性（案）

- ・新潟都心にふさわしい現代的な**品格と賑わいのある都市景観**の形成
- ・**各エリアの特色を活かしながら**、つながりのあるまちなみを形成し、エリア全体の魅力と価値の向上

景観施策の策定に向けて

各エリアの目指す景観に**適した施策**を選択
(各エリアごとに個別の施策を策定することも考えられる)

【景観施策の例】

景観計画	新たな特別区域の指定
屋外広告物条例	広告物の許可基準の設定（洗練された広告の基準）
	広告物活用地区の指定（活用のための緩和手法）
ガイドライン	景観ガイドラインの策定（目指す姿を広く周知）

15

3. 今後の流れ

今後の流れ



※景観法や屋外広告物法に基づく
施策を策定する場合を想定

主要な地権者等との検討

- ・ 景観の方針の検討
- ・ 施策内容・基準案の検討
- ・ 景観ガイドライン案の作成

【R5】

地権者等から意見聴取、案の修正

【R5～6】

説明会等の実施

景観ガイドラインの公表

【R5～6】

広く周知を図る

地権者等との一定の合意

【R6以降】

機運の醸成

条例改正等、段階的に施策手続きに移行
エリア毎に順次取り組みを進める

景観審議会

必要に応じ、
随時意見聴取



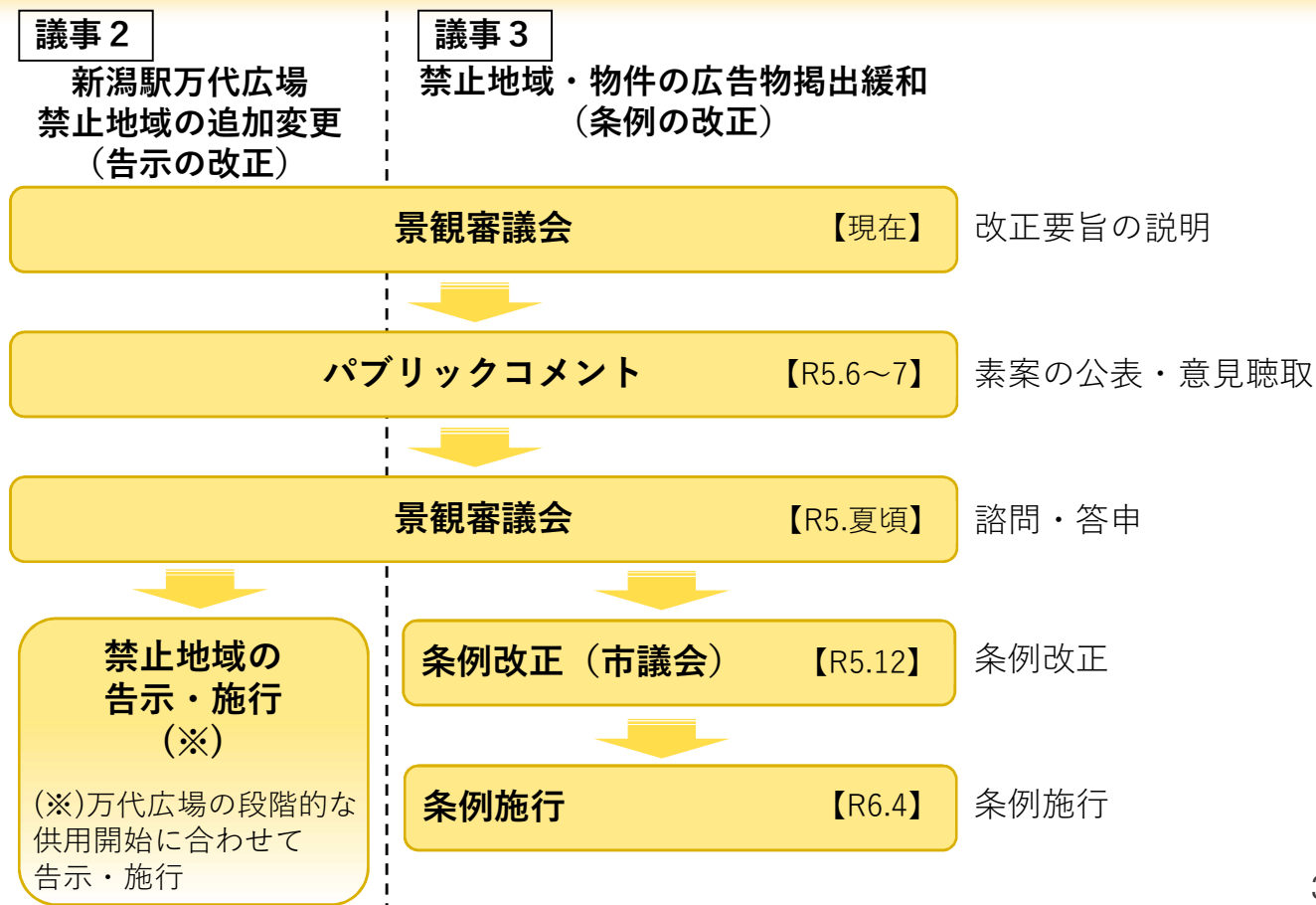
第34回 新潟市景観審議会

議事 2 新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更について

1

1. 条例及び告示の改正スケジュール

条例及び告示の改正スケジュール



3

2. 新潟市屋外広告物条例の概要

4

屋外広告物の定義



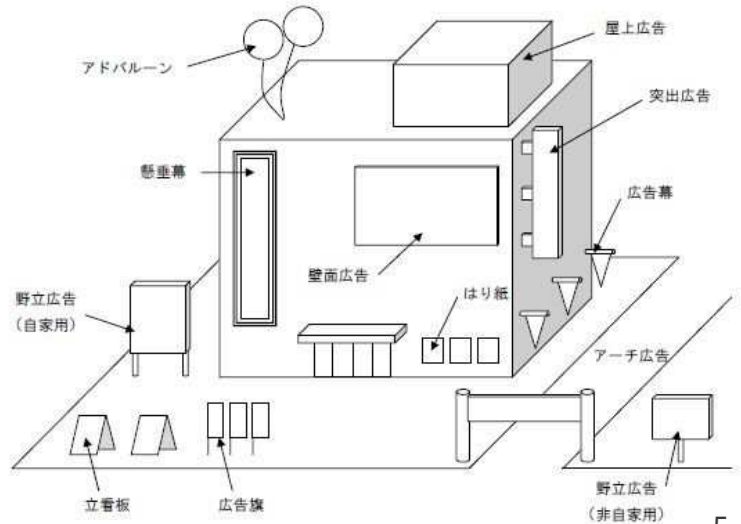
屋外広告物の定義（4つの要件）

- ① 「屋外」で表示されるもの
- ② 「公衆」に表示されるもの
- ③ 「常時又は一定の期間継続」して表示されるもの
- ④ 看板、はり紙、広告板など建物や工作物等に表示されるもの

屋外広告物の例

- ・ 屋上広告
- ・ 壁面広告
- ・ 野立広告
- ・ 可動立看板やはり紙等も該当

- ・ 自家用広告物
： 自己の店舗等の営業内容等の広告
- ・ 非自家用広告物
： 自己の店舗等がない場所での広告



新潟市屋外広告物条例の概要



新潟市屋外広告物条例（平成8年制定）

良好な景観、風致、安全の観点より屋外広告物の掲出について規定

新潟市市域

許可地域

許可を受けた上で広告物を掲出できる場所

禁止地域

広告物を掲出できない「場所」

禁止物件

広告物を掲出できない「もの」

■許可制度

広告物の掲出について許可手続きを規定

■規格基準

広告物の種別ごとに大きさ、位置、個数等の「規格」を規定
(景観計画特別区域については別途定めることが可能)

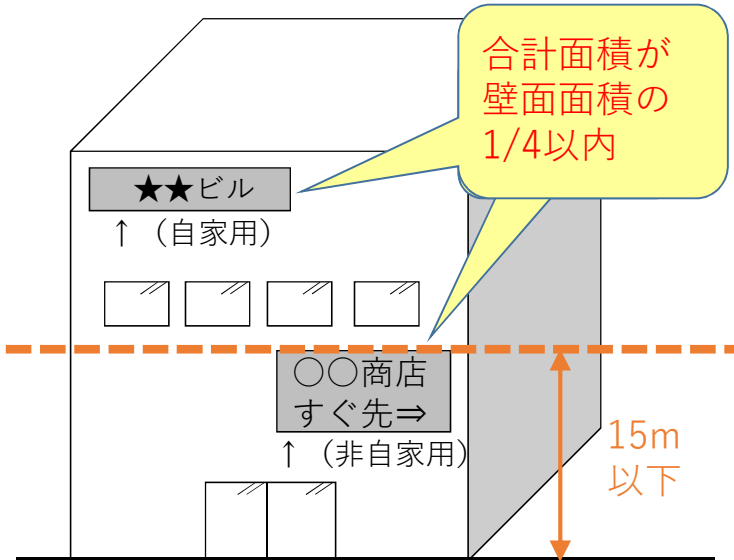
■景観事前協議制度

一定規模以上の広告物は、許可申請の前に事前協議を行う

屋外広告物の規格基準

屋外広告物を掲出するためには、「規格基準」を守る必要がある。

規格基準の一例(壁面広告)



基準	
高さ	地上からの高さ 15m以下 ※自家用のビル名称・社章等は除く
表示面積	壁面面積の4分の1以内
表示位置	・壁面の端から突出しないものであること。 ・窓又は開口部をふさがないものであること。
その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

7

屋外広告物の禁止地域

禁止地域：広告物を掲出できない「場所」

以下の場所で新潟市長が**指定（太字部）**した場所が該当

(一部抜粋)

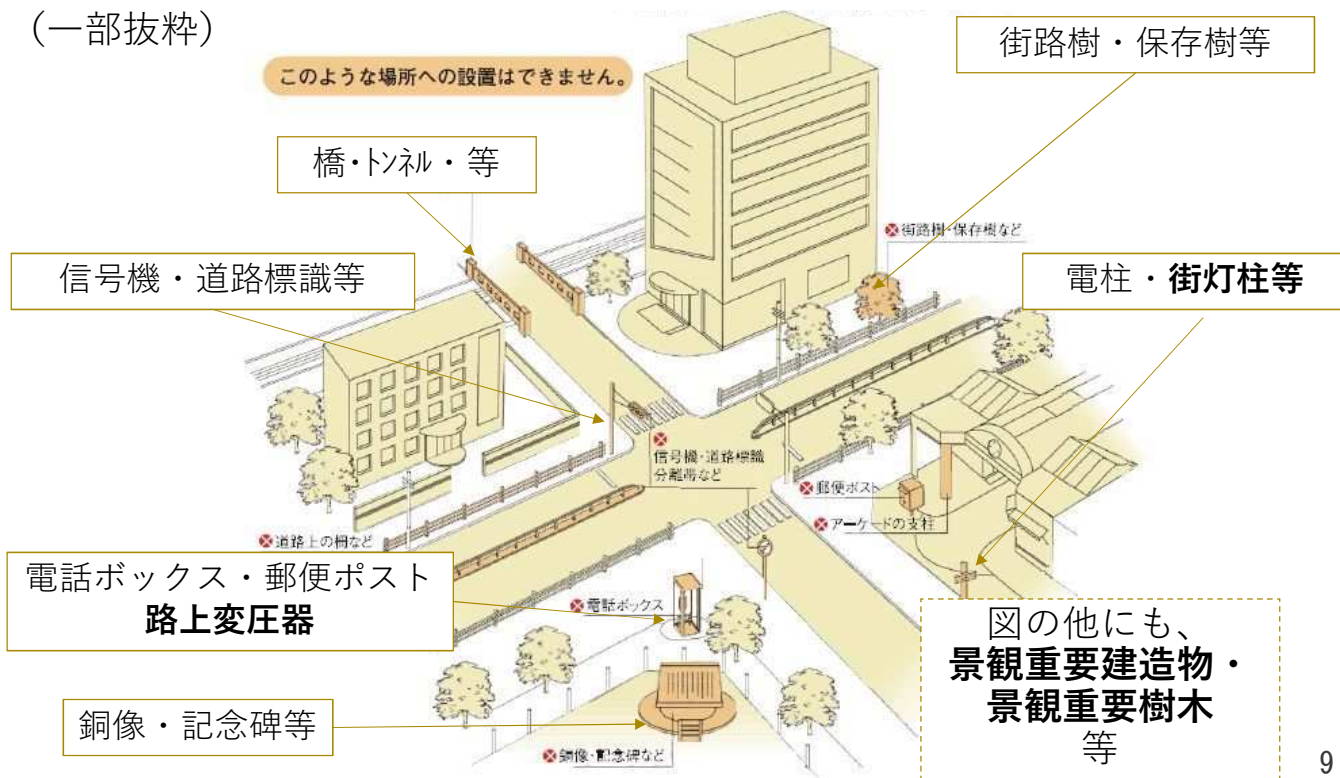
- ・風致地区等
 - **白山、新潟海浜、第1秋葉、第2秋葉風致地区**
- ・文化財保護法や新潟県・市文化財保護条例により指定された地域等
 - **旧新潟税関等の重要文化財、菖蒲塚古墳等の古墳・遺跡**
- ・道路、鉄道及びそれらに接続する地域
 - **市街化調整区域の高速道路や新幹線の敷地及びこれらの敷地境界線から両側300m以内の区域**
- ・都市公園法や自然公園法に基づく公園等
 - **西海岸公園等の都市公園**
- ・駅前広場及びその周囲
 - **新潟駅前広場及びその周囲**

8

屋外広告物の禁止物件

禁止物件：広告物を掲出できない「もの」

(一部抜粋)



適用除外

適用除外：禁止地域、禁止物件等でも掲出できる

社会生活上必要なもので基準に適合したものは規制の一部が適用されない
(許可不要で掲出できる等。ただし、規格基準は守る必要がある)

(一部抜粋)

- ・ 法令の規定により表示するもの
- ・ 地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの
- ・ 講演会、展覧会又は音楽会等のためその会場内に表示するもの
- ・ 自家用広告物の一部(禁止地域：3個以内、合計10㎡以内、屋上広告×等)
- ・ 管理用広告物の一部(全域：一団の土地に2個以内、合計10㎡以内)
- ・ 禁止物件に管理上表示するもの

3. 新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域 範囲の追加変更案

新潟駅周辺整備事業

事業概要

- ・ 連続立体交差事業
- ・ 幹線道路整備事業
- ・ 駅前広場整備事業

駅前広場整備事業

- 万代広場の整備
：旧万代口駅舎跡地を含めた広場の拡張
- 新潟駅バスターミナル(高架下交通広場)の整備
：鉄道と乗換機能強化を図るターミナル
- 整備スケジュール (予定)
：R5年度末に新潟駅バスターミナル及び万代広場東側の供用開始
R6以降、残りの広場を段階的に供用開始



禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)範囲の追加変更案

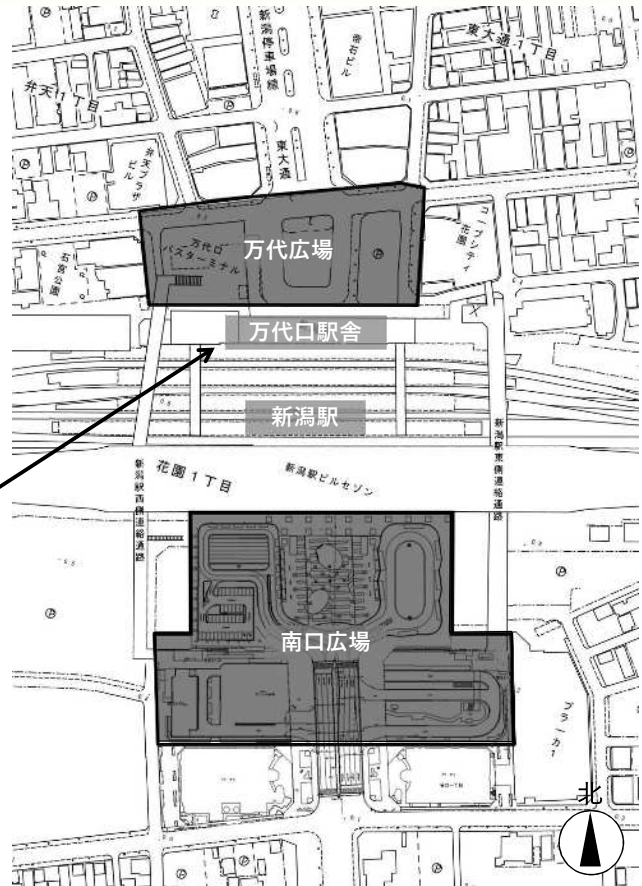
新潟駅前広場及びその周囲 (現状)

現状：市の玄関口として良好な
景観の形成を図るため、
禁止地域に指定

現在、旧万代口駅舎は
解体済み

凡例

■：現在禁止地域指定されている範囲



13

禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)範囲の追加変更案

新潟駅前広場及びその周囲 (範囲の追加変更)

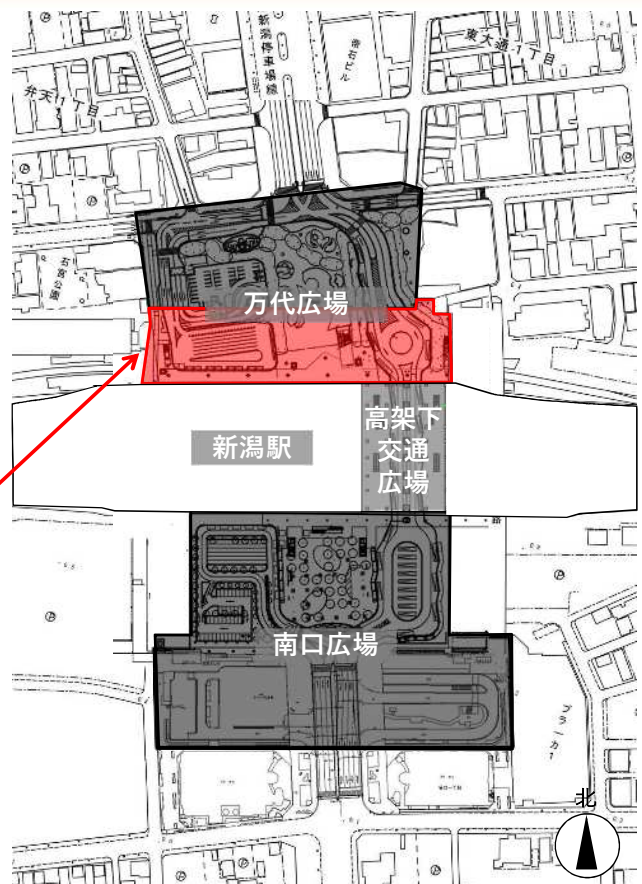
改正：現在の万代広場に加え、
新たに整備される広場部分
を禁止地域範囲に追加
※南口広場範囲は変更無し

旧万代口駅舎の跡地
→広場として整備
↓
禁止地域に追加

凡例

■：現在禁止地域指定されている範囲

■：新たに追加する範囲



14

禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)範囲の追加変更案



(高架下交通広場)

高架下交通広場：駅舎のピロティという半閉鎖的空間であり、広場の景観として規制する趣旨にそぐわない
→禁止地域に含めない

ペDESTリアンデッキ
：広場と一体の空間
→禁止地域に含める



(ペDESTリアンデッキ)



民地(駅舎含む)：禁止地域に含めると自家用広告物にも厳しい制約がかかる→これまで同様禁止地域に含めない
(今後、景観面の施策で広告物の誘導を検討)

■：追加変更後の禁止地域範囲



第34回 新潟市景観審議会

議事 3 屋外広告物禁止地域及び禁止物件への広告物等の
掲出緩和について

1

1. 公益上必要な案内板等、エリアマネジ メント広告の掲出緩和案

公益上必要な案内板等の概要

公益上必要な案内板等

不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等
公共デジタルサイネージも含まれる



新潟駅前の案内図板



バス停の時刻表（デジタルサイネージ）

禁止地域・禁止物件において、案内板等に広告を掲出→×不可能

3

公益上必要な案内板等に係る規制緩和の背景

明日の日本を支える観光ビジョン（観光庁）

全ての旅行者が快適に観光できる環境に→多言語対応による情報発信を推進

デジタルサイネージ型の公益上必要な案内板等の設置を促進

公益上必要な案内板等への広告掲出に係る規制の弾力化が求められる



(名古屋市 公共デジタルサイネージ設置例 国土交通省資料より)

4

エリアマネジメント・エリアマネジメント広告の概要

エリアマネジメントとは

地域の良好な環境や価値の維持・向上を目的に各種活動を行うこと。
その活動内容やもたらす効果が**公益性を有する活動**。



【エリアマネジメント活動の事例】
駅前広場でのイベント開催
来街者との交流創出・地域イメージの向上

(豊田市駅前の事例 国土交通省資料より)

エリアマネジメント広告とは

公共空間等を利用して広告物を表示→得られた広告料収入をエリアマネジメント活動財源に充てる
優れたデザインの広告物を誘導し、賑わいや景観の向上にも寄与

禁止地域・禁止物件において、エリアマネジメント広告を掲出→×不可能

5

エリアマネジメント広告に係る規制緩和の背景

まち・ひと・しごと創生基本方針2017（内閣府）

エリアマネジメント団体の**安定的な財源確保**が課題化



広場、公園、道路等の公共空間等において広告物のスペースを販売
→広告料収入の一部を団体の財源+一部を**エリアマネジメント活動の費用に充てる**ことで活動を促進



エリアマネジメント広告の掲出に係る**規制の弾力化**が求められる



(大阪市 エリアマネジメント広告例)

6

屋外広告物条例ガイドラインの改正、将来ビジョンの策定

屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省策定）の改正

規制の弾力化を背景に、ガイドラインの一部を改正

公益上必要な案内板等の場合	広告料収入の全部又は一部を 案内板等の設置・管理費用 に充てるもの →禁止地域・禁止物件にも表示できる
エリアマネジメント広告の場合	広告料収入の全部又は一部を 地域の公共的な取組み等の費用 に充てるもの →禁止地域・禁止物件にも表示できる

新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンの策定

【ビジョンの実現に向けた方針】（抜粋）

「まちと駅のつながり・一体感のある新潟駅前広場としていくため、整備後の広場を活用したエリアマネジメントを推進する」



新潟駅前広場を含め、屋外広告物の柔軟な運用の検討が必要

7

公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の掲出緩和案

国のガイドラインにならい、禁止地域、禁止物件への広告物掲出を緩和

【適用除外の条件】

→国のガイドラインと同様

【適用除外の範囲】 →国のガイドラインの範囲と同様

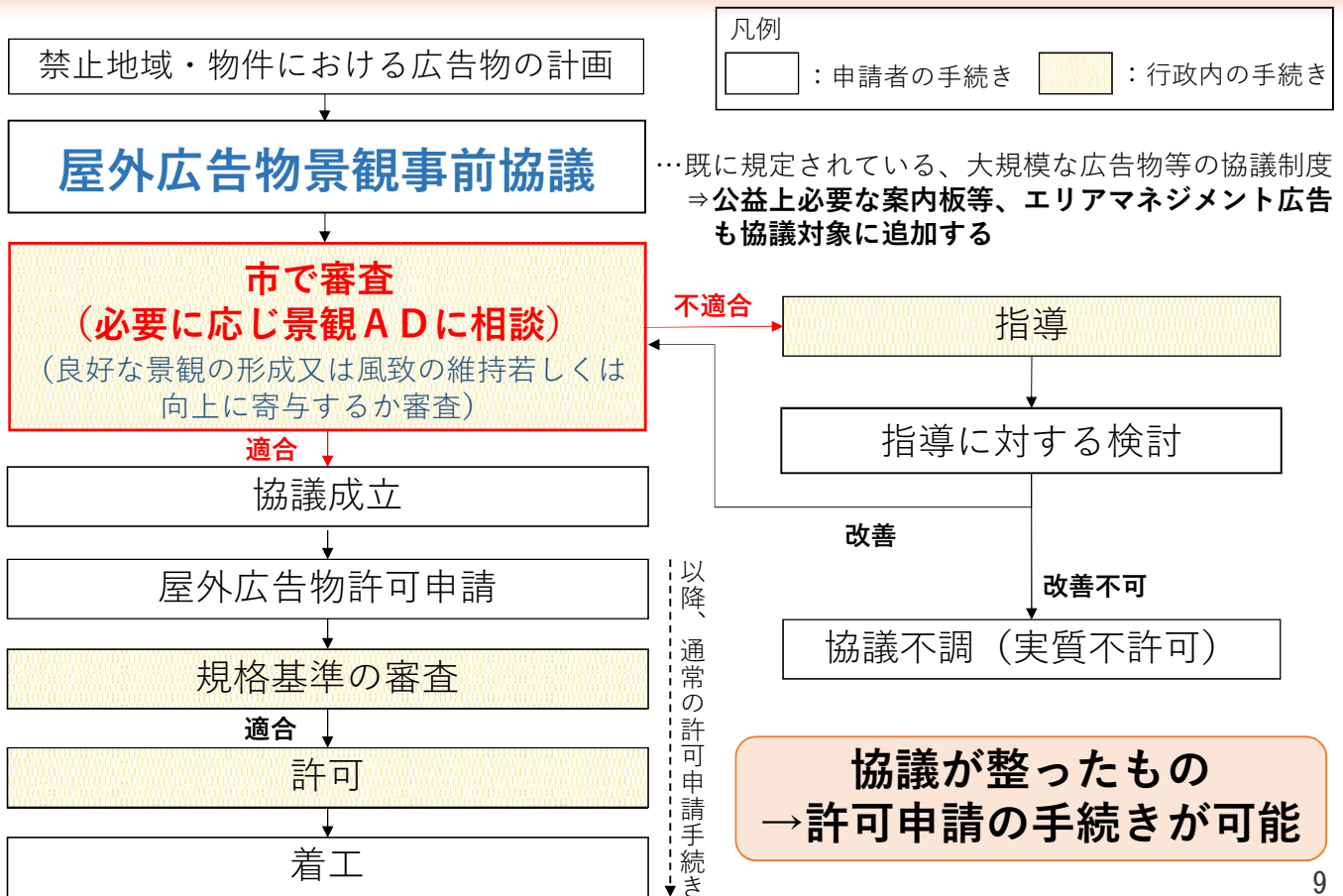
	公益上必要な案内板等	エリアマネジメント広告
禁止地域	・全域	・全域
禁止物件	・街灯柱 ・路上変圧器	・よう壁の類 ・街灯柱 ・路上変圧器 ・送電塔、送受信塔及び照明塔 ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 ・銅像、神仏像及び記念碑の類 ・景観重要建造物及び景観重要樹木

【設置基準】

良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与するものとして、市長と協議が整った掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩等であること

8

公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の手続きフロー案



9

(参考)公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の事例

【公益上必要な案内板等 事例1】



歩道へ設置した観光案内板
 (大阪市HPより)



駅前広場へ設置したシティナビゲーション
 (厚木市HPより)

(参考)公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の事例

【公益上必要な案内板等 事例2】



路上変圧器へのデジタルサイネージ設置
(東京都港区、国土交通省HPより)



スマートポールへのデジタルサイネージ設置
(東京都HPより)

11

(参考)公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の事例

【エリアマネジメント広告 事例1】



街路灯フラッグ
(東京都千代田区、東京都HPより)



バナーフラッグ
(大阪市)

12

(参考)公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の事例

【エリアマネジメント広告 事例2】



ギャラリーボード
(東京都品川区、東京都HPより)



デジタルサイネージビジョン
(東京都品川区、国土交通省HPより)

13

2. 景観重要建造物等への広告物掲出緩和案

景観重要建造物の概要

景観重要建造物とは

地域の景観形成上重要な建造物を所有者の意見を聴いたうえで、景観審議会の意見を聴いて、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として保全を図る制度

景観重要建造物の指定状況

新潟市での指定状況：5件（現在時点）

- ・ 行形亭 表門・塀（中央区）
- ・ 行形亭 土蔵（中央区）
- ・ 北方文化博物館 新潟分館 土蔵（中央区）
- ・ 旧片桐家住宅 主屋（中央区）
- ・ 旧片桐家住宅 土蔵（中央区）

15

景観重要建造物等に係る規制緩和の背景

景観重要建造物等に係る屋外広告物の規制と課題

景観重要建造物・景観重要樹木（以下、景観重要建造物等）

禁止物件のため、原則、屋外広告物を設置不可

一方で、建造物等を活用して店舗を営業するためには広告物は必要

国の屋外広告物条例ガイドライン

景観重要建造物等へ広告物を設置する場合の基準
「自家用広告物で概ね5㎡以下の広告物で周囲の景観と調和したものとすることが望ましい」

16



国のガイドラインを参考に、禁止物件（景観重要建造物及び景観重要樹木）への広告物掲出を緩和

以下の要件を全て満たす広告物は適用除外

- (1) 自己の店名や商標、営業内容等を表示する広告物であること
- (2) 1物件につき5平方メートル以内であること



(参考：旧片桐家住宅主屋の屋外広告物設置状況)

信濃川沿岸地区の景観計画等の変更（案）に対する パブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施結果

(1) ご意見の募集期間

令和5年3月8日（水曜）～ 令和5年4月6日（木曜）

(2) 広報手段

- ①市報にいがた掲載
- ②市ホームページに掲載
- ③新潟都心のまちづくり「にいがた 2km」ツイッターに投稿
- ④まちづくり推進課、各区役所、各出張所等で配布

(3) ご意見の提出状況

- ・意見提出者数：5名
- ・意見数：18件

2 ご意見の内容

No.	項目	ご意見の概要
1	建物の高さに関するコメント	規制緩和し開発誘導する都市再生緊急整備地域内で景観計画により高さ制限を行うことはダブルスタンダードであり、特別区域を除外するか、または標準の高さは不要と考えます。
2		万代島エリアも萬代橋周辺エリアも高さの上限は145mとし、新潟の発展と風格のある景観形成に資する開発を誘導すべきです。
3		開発を促進する都市再生緊急整備地域内において、高さ制限をすることは都市再生特別措置法の趣旨に背くものであり、萬代橋周辺エリア、万代島エリアともに都市再生緊急整備地域内であることから、高さの上限をいずれも145mを標準とすべき。
4		信濃川や萬代橋は新潟市のシンボルであり新潟市のまちづくりには欠かせない重要な要素です。従って信濃川沿岸や萬代橋付近の景観はそれらとの調和が重要である一方、それらを活かしたまちづくりが望まれており、信濃川沿岸とりわけ都心部の都市再生緊急整備地域において条件付きの高さ制限緩和は必要であり、「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更（案）及び基準（案）は妥当であると思います。
5		萬代橋から見える遠景（弥彦山・角田山・夕景など）は、新潟特有の宝として守りつつづけるのが新潟市、新潟市景観審議会、市民にとって最重要課題の1つと考えており、萬代橋周辺エリアの高さの標準については、「やすらぎ堤沿いは50m以下を標準とする」と追加すべきと考えます。
6		50m以上の高いビルは威圧感があり、景観は損なわれると感じる。高層ビルで信濃川の視界を遮らないことも大切だと考えます。
7		信濃川対岸だけでなく、内陸からも花火を楽しむ方も多く、新潟まつりの花火が打ち上がる近辺には、高さ50m以上の建物は、認めないで欲しい。

8	高さ以外の基準に関すること	「 高さは周辺の建築物の高さを考慮する 」について、周辺建物の高さに揃えるように誘導するよりも、調和を図りながらも、ある程度の計画の自由度が許容されるべきであるので「 スカイラインとしての調和を図ること 」とすべき。
9		対岸等から見た場合の良好な景観形成を図るという趣旨から、 見付け面積の算定において、やすらぎ堤の高さ以下の部分は対象外とすべき。
10		「 信濃川に建築物の表側を見せること 」について、「建物の表側」について定義が難しいため、「 裏側を思わせるようなデザインとしないこと 」とすべき。
11		「 新潟市公共施設緑化ガイドライン 」では、緑化率の基準値を25%としていることから、高さを緩和する場合の緑化率の上限値として25%とすべき。
12		萬代橋橋詰の開放感の基準について、国道7号に面する敷地について、国道の拡幅（敷地の一部を国道に提供）等を行った場合は、国道7号側の建物高さが多少高くても良いと考えるため、「ただし、 国道側に十分な歩道幅員が確保できると認められている場合を除く。 」とただし書きを追加すべき。
13		緑地やオープンスペース等を条件とした高さ制限の緩和は、信濃川を壁状に塞いでいる状況を是正し、隣棟間隔が広がることにより背後の街を感じやすくなるとともに街の緑や市民が川や萬代橋を眺め交流できる空間が増える。（ただし、市民が入ることができる場所にする必要がある） なお、 緑地やオープンスペースが確保された後、適正な維持管理が担保される仕組みづくりや、やすらぎ堤を含むエリア全体が連携し持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。
14	その他の「意見」	対岸から信濃川を通して街を見た場合や、やすらぎ堤から背後の街を見た場合、現在は、 信濃川に沿った形の敷地一杯に建物を建設されている物件が多く見受けられ、それが連続し、信濃川を壁状に塞いでいる箇所も多く、景観上好ましくないと考えます。
15		建物の高さや高層部分の位置も重要であるが、 全体のデザインや外壁の材料・色彩、建物の用途、やすらぎ堤との一体感、賑わいの創出等が重要 であり、これらを考慮した質の高い民間開発が望まれます。
16		高層ビルではなくとも素敵な都市づくりができるのではないかと思います。 にいがた2kmで歩いて楽しいのは、様々なお店巡りや名所、白山神社からやすらぎ堤などの遊歩道、上古町商店街のような小さなお店がたくさんあるところなどで、 ビルの周りの回遊歩道ではないと思います。
17		高層ビルは「ビル風」により、近隣の建物に被害を及ぼしたり、歩行者が歩きにくくなる恐れがあります。 周囲にビル風の影響を及ぼさないような配慮も講じていただきたい。

18	<p>やすらぎ堤には自然があり、日当たりを妨げることで、市民の憩いの象徴である、樹木の生育にも影響を及ぼす可能性があります。現に、高層ビルのために、西堀周辺で、そのような事例があると聞いております。やすらぎ堤の樹木の生育等に配慮された建築物としていただきたい。</p>
----	---

3 次回景観審議会（諮問）に向けた方向性（案）

（1）パブリックコメントのご意見についての対応

①建物の高さに関すること

- ・高さ制限の見直しについては、「妥当である」「もっと緩和すべき」「緩和は縮小すべき」など、様々なご意見があり、基本的には前回の景観審議会でもとまったご意見を尊重する。

②高さ以外の基準に関すること

- ・ご意見を踏まえ、適宜、基準の表現等の修正を検討する。
- ・特に「緑化率」については、都市計画による制限である「都市緑地法の緑化地域の緑化率」との比較も含め、上限を25%に修正（算定式は変更しない）する方向で検討する。

（2）前回の景観審議会でのご意見についての対応

- ・信濃川沿岸地区の屋外広告物の表示面積や色彩などに関する、誘導基準の設定について、検討を進める。